

2021年3月12日

一般事業主行動計画（第三期）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間

2.内容

目標1：計画期間内に、1歳以上の子の看護休暇を取得した男性従業員を1人以上とする。

（対策）

2021年4月～ 社内イントラネット上に掲示し、対象となる従業員が制度を認識している状態を目指す。

目標2：子どもの学校行事への参加のための休暇、ボランティア休暇、自己啓発休暇、リフレッシュ休暇、不妊治療休暇、記念日休暇等の多様な休暇制度を導入する。

（対策）

2021年4月～ 従業員のニーズの把握

2022年1月～ 制度の導入検討

2023年1月～ 制度の導入及び社内イントラネット上に掲示し従業員への周知